

県として学校給食費無償化の実施を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月27日

文教福祉常任委員長 大 柿 貞 夫

須賀川市議会議長 佐 藤 暲 二 様

県として学校給食費無償化の実施を求める意見書の提出について

福島県内では、急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な困難のなかでの子育てをしている。こうした状況を受け、令和6年5月1日時点、県内の35市町村が学校給食費を無償化し、21市町村が一部補助を実施している。値上げ分のみ補助などを加えれば95%の自治体は何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求が極めて切実なものであることを反映していると考えられ、「日本一子育てしやすい福島県」に向けた市町村の取組として全国に誇るべきものといえる。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できない、また一部補助にとどまるという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。

現在、国が学校給食の実施状況や無償化について全国規模の調査を行っているところだが、青森県は今年10月から全県で小中学校の無償化を実施することを決め、和歌山県や東京都では、給食費の2分の1を支援し、東京23区では新年度から全区で無償化された。

さらに千葉県や香川県では、第3子以降の給食費を無償化しており、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど全国的に支援が広がっている。「日本一子育てしやすい福島県」の実現のため、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 県として学校給食費無償化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二

福島県知事 宛